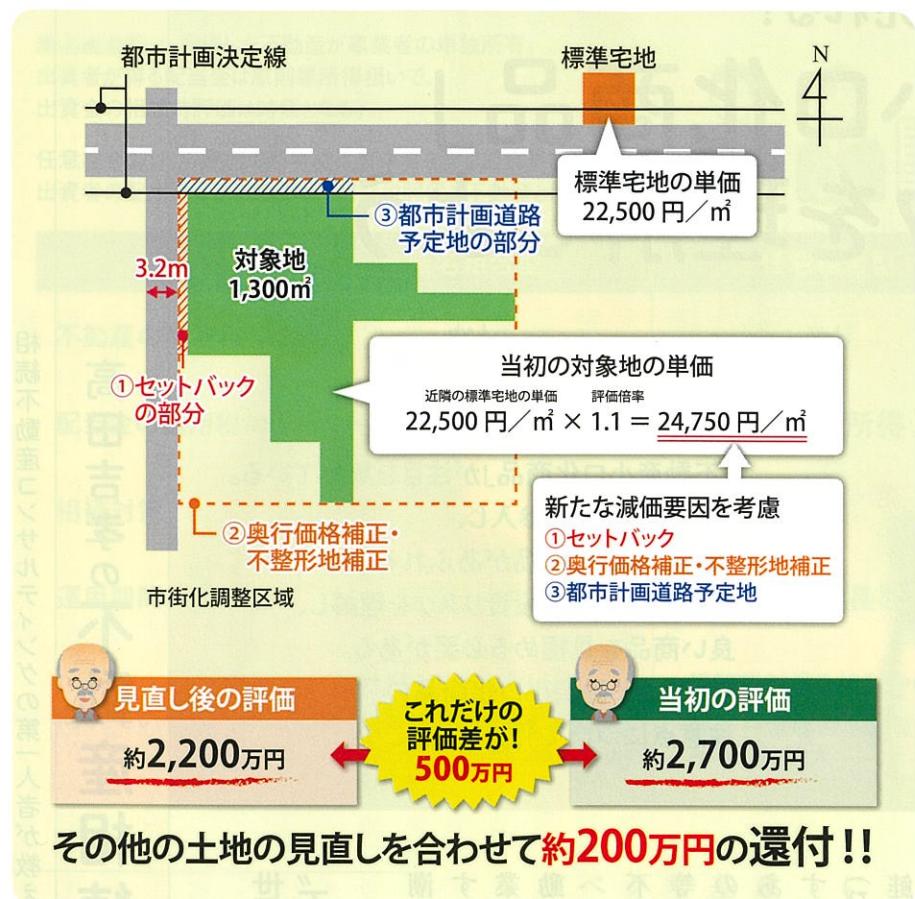




本連載の過去の記事はオーナーズ・スタイル・ネットでご覧いただけます
◀こちらからどうぞ(https://owners-style.net)



その他の土地の見直しを合わせて約200万円の還付!!

評価額にも注意

相続税の土地評価手法には固定資産税評価額を基に計算していくものがあります。今回の事例はマニアックではあります、不動産に強い当グループならではの減額事例と言えます。相続税を納めて5年以内の方は是非一度、どれくらい戻つてくるか無料査定を受けてみてはいかがでしょうか。

相続税申告もお任せください!

相続が発生して、これから相続税申告をする方もお任せください。適正な土地評価で、相続税の納め過ぎを防ぎます。

相続税還付手続きとは?

納め過ぎた相続税は、相続開始後5年10か月以内であれば還付を受けられることをご存じですか? 相続専門税理士・不動産鑑定士が土地評価を徹底的に見直すことで相続税の減額・還付を実現します。還付可能性の診断は無料、ご自宅に伺うことも可能です。まずはお電話ください!

- 相続開始後5年10か月以内の方が対象
- 必要書類は「相続税申告書」のみ
- 日本全国対応可能
- 完全成功報酬 減額にならなかった場合、費用は一切かかりません
- 28年間で6,700件以上の業務実績
- ▼ 還付可能性の査定(無料)はこちら
- 0120-95-4834

[問い合わせができる項目] 資料請求 無料相談 無料見積り 資料請求・無料相談・見積もりの仕方は9ページをご覧ください。

同様のパンフレットもあわせてご覧ください。

差がつく! 土地持ち相続

第10回

「倍率地域」における固定資産税評価額の落とし穴

今回ご紹介するのは「倍率地域にある宅地」の減額事例です。

倍率地域にある宅地の評価額は「固定資産税評価額×評価倍率」で求めますが、そもそも固定資産税評価額が適正ではないことがあります。

「倍率方式」で評価する土地

2年前に多数の不動産を相続したH様。今回はそのうちの一つ、

S県の郊外にある宅地(以下、「対象地」)の減額事例です。対象地は路線価が設定されていない地域(倍率地域)にあり、当初の相続税申告時の評価額は約2700万円と計算されました。

相続税の土地評価には「路線価方式」と「倍率方式」があり、路線価が付されていない地域の土地

税申告時の評価額は約2700万円と計算されました。

の形状による補正と地
域的な事情や法的規制
など市町村長が行う補
正を適用して減価しま
す。後者の補正を「所
要の補正」と言い、これには高低
差や水路などの画地条件や騒音。
しきし、私たちが見直すと、そも
その固定資産税評価額に落とし
穴があつたことがわかりました。

役所で聴取したところ、対象地の固定資産税評価額の単価は近隣の標準宅地の単価に奥行価格補正率を乗じて算出されたもので、その他の減価は一切行っていないことでした。さらに現地調査の固定資産税評価額の単価は近隣の標準宅地の単価に奥行価格補正率を乗じて算出されたもので、その他の減価は一切行っていないことでした。役所調査を進めるに、①セットバック、②不整形地、③都市計画道路予定地に伴う減価が織り込まれていないことが判明しました。

相続専門税理士と不動産鑑定士の観点から、適正な土地評価による相続税の節税を図る事務所。28年間で6700件以上の相続税申告・減額・還付業務の実績を誇る。相続税申告・相続税還付手続きのほか、生前の相続対策コンサルティングなども行う。初回相談無料。

役所で聴取したところ、対象地の固定資産税評価額の単価は近隣の標準宅地の単価に奥行価格補正率を乗じて算出されたもので、その他の減価は一切行っていないことでした。役所調査を進めるに、①セットバック、②不整形地、③都市計画道路予定地に伴う減価が織り込まれていないことが判明しました。

新たな減価要因により約500万円の減額に

①対象地の西側道路は建築基準法上の道路で、幅員は3.2mでした。

不動産鑑定士 藤宮 浩

埼玉県出身。平成16年不動産鑑定士登録。平成24年CFP登録。フジ総合グループ副代表。

税理士 高原 誠

東京都出身。平成17年税理士登録。セミナー講演多数。フジ総合グループ副代表。

〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-9 JESCO新宿御苑ビル2F・9F(総合受付)
フジ相続税理士 法人
株式会社フジ総合鑑定
相続専門税理士と不動産鑑定士の観点から、適正な土地評価による相続税の節税を図る事務所。28年間で6700件以上の相続税申告・減額・還付業務の実績を誇る。相続税申告・相続税還付手続きのほか、生前の相続対策コンサルティングなども行う。初回相談無料。